

区議会情報公開審査会について

1 区議会情報公開審査会

区議会事務局職員が職務上作成して、議長が管理している情報については、区民から開示の請求があり、これに対して開示しない等の決定を行った場合、区議会情報公開条例では、第19条で請求者への救済手段を定めています。

これによれば、議長は、不服申立てがあった場合には、区議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについて決定を行わなければなりません。

この審査会の委員については、区議会情報公開審査会要綱（別紙1「目黒区議会情報公開審査会要綱」参照）に基づき、議長が議員のうちから委嘱した10人以内の委員をもって組織することになっています。

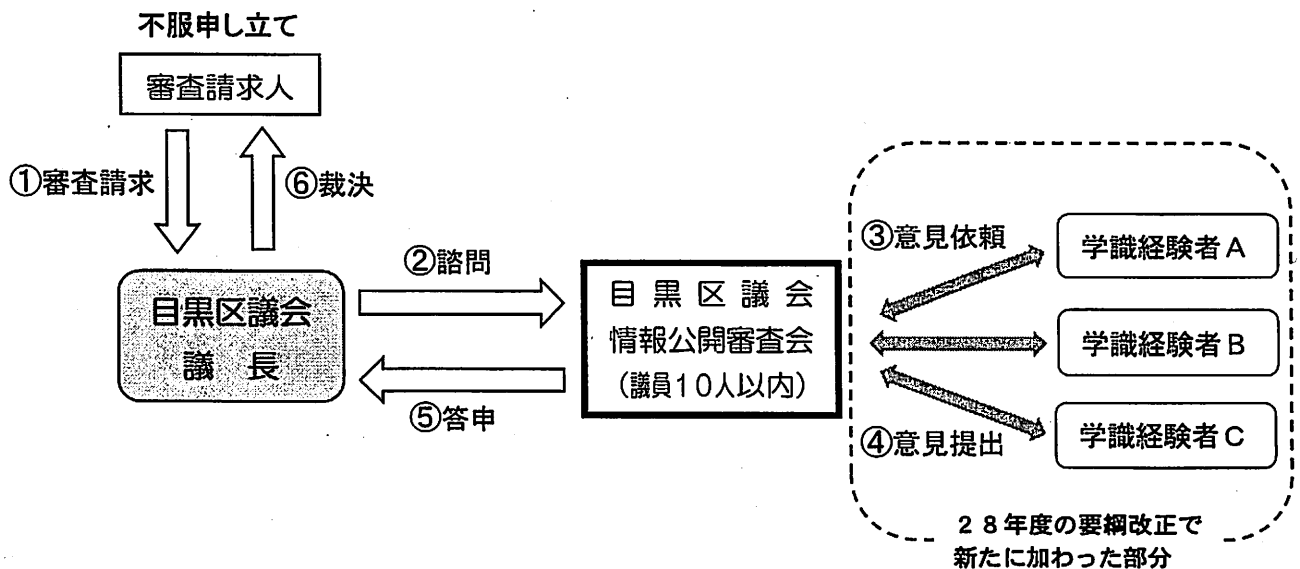
今年度は、各会派から選出された8名の議員に対し、5月24日付けで委嘱いたしました。

2 学識者からの意見聴取制の導入

前述のとおり審査会は議員のうちから委嘱された委員が審査を行ってきたところですが、審査の透明性や客観性を高めるため、審査に当たっては、学識経験者からの意見を聴取する仕組みを、平成28年度から取り入れました。

具体的には、東京都議会の例を参考に審査会要綱を改正し、「審査会は、条例第19条第1項に規定する議長の諮問に応じて審査を行うときは、情報公開制度について学識を有する者の中から、議長があらかじめ指名した3名以内の者の意見を聞かなければならない」とする規定を新たに設け、平成28年4月1日から改正要綱を施行しているところです。

（区議会情報公開制度における不服申し立ての流れ図）



3 学識を有する者の指名等について

(1) 指名の方法

「情報公開制度について学識を有する者」については、下表のとおり「目黒区情報公開・個人情報保護審査会」の委員の方々を指名して、現在に至っています。

| 氏名 | 現職 | 専門 | 指名年月日 |
|---------------------|---------------------------|----|----------|
| なかじま 中島 とおる 徹 | 早稲田大学法学学術員教授（同大学院法務研究科） | 憲法 | 2019/6/1 |
| まき 巻 みさき 美矢紀 | 上智大学法科大学院教授（法学研究科） | 憲法 | 2019/6/1 |
| えじま 江島 あきこ 晶子 | 明治大学法学部専任教授（法務研究科（法科大学院）） | 憲法 | 2019/6/1 |

(2) 指名期間（任期）について

目黒区情報公開・個人情報保護審査会委員の任期に合わせて、同委員在任期間を指名期間としています。

(3) 意見聴取の方法

原則として、文書による意見聴取を想定しています。

(4) 謝礼について

目黒区における審議会委員等の謝礼に準じて、支払うこととしています。

4 区議会における不服申し立て事例

区議会は議決機関であるため、執行機関である区長部局と比較して保有している情報量が少ないことから、開示請求も年間で数件しかありません。

このため、不服申し立ての実績はあまりなく、昭和61年の区議会公文書公開条例（平成13年に区議会情報公開条例に全部改正）施行以来、2件（平成5年・平成19年）あったのみです（別紙2「過去の不服申し立て事例」参照）。

現在の運用状況から見ると、今後も不服申し立てが行われるケースが、多数になることは想定しにくいところです。

以 上